

【令和7年度各会計予算の専決処分に係る市長提案説明要旨】

(R8.6.5)

令和7年度伊丹市一般会計補正予算（第8号）についてであります。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出に、それぞれ、14億7,331万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1,010億4,557万5,000円とするとともに、第2条で繰越明許費の追加及び変更について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正では、歳入で、市税等の増額分、地方交付税、及び株式等譲渡所得割交付金等の、交付額確定に伴う増額分等を措置するとともに、歳出では、統合新病院の整備に係る、将来の償還費用の備えとして、公債管理基金への積立措置を講じるほか、指定寄附金の追加等に伴う、特定目的基金への積立て、2月補正後に生じた退職者の追加に伴う、退職手当等について、それぞれ所要の措置を講じたものであります。

次に、第2条、繰越明許費の補正では、共同利用施設等整備事業ほか2事業について、令和8年度に繰り越して使用できるよう、追加及び変更措置を講じたものであります。

以上、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分により処置したものであります。

令和7年度伊丹市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。本件は、被保険者の増等により、兵庫県後期高齢者医療広域連合への、保険料納付金が増額となったため、所要の措置を講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分により処置したものであります。

令和7年度伊丹市病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。本件は、ふるさと寄附に係る、一般会計からの繰入れや、病院事業への寄附金、及び統合再編基幹病院整備事業に係る、兵庫県の医療機関再編統合等支援事業補助金を受けて、伊丹市病院事業基金への積立て、及び企業債の減額措置を講じたほか、企業債の対象外となった医療機器の購入に充当するために、基金取崩収入について増額措置を

講じたものであり、その処置に緊急を要しましたので、去る3月31日、専決処分により処置したものであります。